# 三九

[1]

# 国立公文書館におけるファミリーヒストリー 調査者への検索支援に関する研究

一厚生労働省移管引揚者関係資料群を事例として一

石崎 亜美

# はじめに

本稿は、独立行政法人国立公文書館(以下「館」という。)所蔵資料を対象としたファミリーヒストリー調査者が、レファレンスに頼ることなく目的の資料群及び資料を特定できる検索支援をオンライン上に提供することを目的とする。

館は、厚生労働省から移管された、太平洋戦争関係の資料群である、戦没者等援護関係資料群を所蔵している。この資料群には、留守名簿、引揚者名簿等、個人の足跡がわかる資料」が含まれており、家族について記載された資料を探している、例えば、「太平洋戦争に出征した父、祖父について調べている」、「終戦後、外地から引き揚げた家族に関する資料を探している」といった、いわゆるファミリーヒストリーを調べたいというレファレンスが多い。太平洋戦争関係以外にも、個人の足跡がわかる資料として、恩給裁定原書、叙位・叙勲資料といった資料群を所蔵しており、ファミリーヒストリー調査者に対しこれらの資料群を案内している。しかし、どの資料群も含まれる資料が膨大であり、まずは案内した資料群の中から探している人物が記載された資料を特定することが必要であるが、調査者の多くが、自力で目的の資料にたどり着くことが困難な状況である。調査者には、メール、電話等での個別のレファレンス対応により、資料を案内しているが、対応できる職員は限られており、回答に時間がかかることも多い。調査者の利便性のためにも、可能な限りレファレンスに頼ることなく目的の資料群及び資料を特定できる検索支援をオンライン上に提供することが望ましいと考える。なお、新たな検索支援をオンライン上に提供する理由については、1.3.3で述べる

アーカイブズ機関におけるレファレンスサービスに関する研究は、近年では岡崎彩香氏のレファレンスサービスを行う時に必要な知識について考察した研究<sup>3</sup>、武田雅史氏によるレファレンスサービスの在り方を検討した研究<sup>4</sup>がある。また、アーカイブズ機関におけるファミリーヒストリー調査に関する研究は、森本祥子氏の、日本のアーカイブズ機関における家系調査の課題と可能性を論じた研究<sup>5</sup>がある。館の利用業務に関する研究としては、荻野夏木氏が、館の閲覧室における利用者の利便性を高めることをねらいとし、検索手段のガイドの作成を試みている<sup>6</sup>。また、中野佳氏は利用にあたって審査を要する文書を利用者が的確に利用請求できるための所蔵資料ガイドの作成を試みている<sup>7</sup>。しかし、資料の調査者が、自力で資料を特定するための検索支援について論じた研究は管見の限り見られない。

本稿では以上を踏まえ、ファミリーヒストリーを調べたいというレファレンスが多くある中、①ファミリーヒストリー調査者自身では膨大な数の当館所蔵資料の中から調査対象の資料群を特定できないこと、②探している人物が記載されている可能性のある資料を特定できないこと、という2つの課題の解決を、新たな検索支援の検討により図ることを目的とする。

なお、本研究で提示する新たな検索支援は、筆者の個人的な見解及び試作によるものであること

を付記する。

# 1. 国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への支援

第1章では、館におけるファミリーヒストリー調査者への支援の状況の確認を行い、当該調査者への支援の課題を明らかにする。そして、その課題に対応する検索手段を明らかにする。本稿では、特にレファレンスの多い、終戦後、外地から引揚げた一般邦人であった親族や自身について記載された資料を探している調査者を対象とした検索支援を検討する。引揚者については、「昭和 20 年 8 月 15 日の大戦の終結に伴って、当時海外に残された約 330 万人の旧陸海軍軍人軍属と、それとほぼ同数の外地在留一般邦人を合わせた約 660 万人が日本へと引揚げた」 8とされる。昭和 19 年の日本の総人口が約 7400 万人であった9ことを見ると、国民のうち親族に引揚者がいる割合は相当数にのぼると考えられる。

引揚に関する文献には、行政機関発行の引揚史として、引揚援護庁編集の『引揚援護の記録』<sup>10</sup>、厚生省編集の『続・引揚援護の記録』<sup>11</sup>、『続々・引揚援護の記録』<sup>12</sup>、『引揚げと援護三十年の歩み』<sup>13</sup>、その他各地方引揚援護局史<sup>14</sup>等がある。また、引揚に関する研究として、加藤聖文氏の『海外引揚の研究―忘却された「大日本帝国」』が挙げられる<sup>15</sup>。加藤氏は、引揚についての先行研究として、若槻泰雄氏の研究<sup>16</sup>を「唯一のまとまった著作」として挙げ、田中宏巳氏<sup>17</sup>、春田哲吉氏<sup>18</sup>をはじめとした引揚問題と引揚者問題<sup>19</sup>に関する研究の現状を述べている<sup>20</sup>。

#### 1. 1 国立公文書館所蔵の引揚者関係資料群

本節では、館におけるファミリーヒストリー調査者への支援の状況の確認の前に、個人名が 記載された、どのような引揚者関係資料を館が所蔵しているかを確認する。

厚生労働省では、「旧陸海軍等が作成した人事関係等資料を含む戦没者等援護関係資料を保管し援護関係業務に使用している。これらのうち、保存期間が満了した歴史資料として重要な公文書等(業務において引き続き保有を要するものを除く。)については、その適切な保存及び利用等を図るため、平成23年度から資料を国立公文書館へ移管している」<sup>21</sup>。そのうち、厚生労働省のウェブサイト<sup>22</sup>で「引揚者関係等」と区分されている資料群<sup>23</sup>は以下の14群である。

表1 館所蔵「引揚者関係等資料」の冊数等24

資料群名	公開・部分公開の冊数・件数	全体数
引揚者在外事実調査票	259 冊	1, 684 ∰
中共帰還者身上申告書	2 冊	56 冊
開拓団在籍者名簿	7冊及び18件	126 ∰
義勇隊名簿	11 冊	94 ∰
県別移動経路票	8 冊	46 冊
職域名簿(旧満州等)	20 冊	164 冊
開拓団実態調査表	9冊及び12件	36 ∰
邦人死亡者索引簿	4 冊	67 冊
中共帰還者名簿	10 ∰	10 冊

中共乗船者名簿	2 冊	11 冊
省別帰還者名簿(旧満州等)	5 冊	34 ∰
外地引揚調査票	29 ∰	805 ∰
引揚者名簿	120 ∰	521 冊
総動員関係死亡者名簿	6 ⊞	70 ∰

このうち、「中共帰還者名簿」と「中共乗船者名簿」は、館デジタルアーカイブ(以下「DA」という。)の目録情報において、「中共帰還者名簿、中共乗船者名簿」資料群としてまとめられている。また、「職域名簿(旧満州等)」は「職域名簿」、「外地引揚調査票」 は「引揚証明書原票(外地引揚調査票)」、「省別帰還者名簿(旧満州等)」は「省別帰還者名簿」資料群と表示されている。

次に、この引揚者関係等資料の中でもレファレンスと利用実績<sup>25</sup>の多い 2 つの資料群について概要を見ていく。

# 1. 1. 1 引揚者在外事実調査票26

「引揚者在外事実調査票」については、DA の資料群詳細に以下の記述がある。

昭和 31 年 (1956) に当時の厚生省引揚援護局未帰還調査部が、「引揚者在外事実調査規則」 (厚生省令第 13 号・昭和 31 年 5 月 1 日公布) に基づき実施した調査記録の個票 (調査票)。 同調査は、昭和 20 年 8 月 9 日現在で「外地」に在住し、同年 8 月 9 日以降「本邦」に引き上げ た軍人・軍属を除く者を対象に実施された。調査票は世帯単位での記入となっており、世帯代 表者・世帯構成員の氏名・生年月日、外地における住所・職業、引揚時の状況<sup>27</sup>等を記載した。 調査票は都道府県知事を経由して厚生大臣に提出された。提出された調査票を綴じた簿冊の表 紙には、昭和 20 年 (1945) 8 月 9 日当時の在住地名 (当時の「省名」「都市名」)が記載され、 地域により昭和 31 年当時の現住所 (都道府県別) が記載されたものと、世帯代表者名の読みの 冒頭の 1 字を記載されたものがある<sup>28</sup>。

引揚者在外事実調査について、根岸秀行氏、鈴木岩行氏は「戦後、引揚者が結成した団体は在外私有財産の補償を政府に要求した。これにこたえ、1956年、総理府に在外財産問題審議会が設置され、厚生省は在外私有財産保障の基礎データを得るため、『「引揚者在外事実調査規則』に基づく全国的な調査を実施した。」<sup>29</sup>と述べている。

「引揚者在外事実調査票」については、館の他、神奈川県立公文書館、京都府立京都学・歴彩館、 大阪府公文書館、広島県立文書館、福岡共同公文書館に所蔵がある。静岡県公文書センターにも所 蔵がある<sup>30</sup>が、こちらは作成年度が「昭和 46 年度」となっている<sup>31</sup>。その他、沖縄県庁でも「引揚 者在外事実調査票」を保管している<sup>32</sup>。

#### 1. 1. 2 引揚者名簿

「引揚者名簿」は、外地からの引揚げの乗船者名簿である。『引揚援護の記録』には、地方引揚援

護局における引揚船入港時の業務として、「乗船者名簿の受領」と記載があり<sup>33</sup>、『函館引揚援護局史』には、業務執行順序として、外地出港後、船内で「乗船名簿」を作成することが記されている<sup>34</sup>。これらのことから、「引揚者名簿」は、引揚船内で作成し、上陸後提出された「乗船者名簿」を基にした資料と推測される。なお、DAの目録情報では年月日が「昭和29年-昭和30年」と表示されている。簿冊の背表紙には、上陸港と船名が記載されている。また、船ごとに内表紙がつけられ、上陸年月日、出発地が記載されたものもある。名簿に記載の内容は、一律ではないが、乗船者の氏名、年齢、引揚先、前住所、前職業等<sup>35</sup>である。

引揚船の上陸港は、GHQ の指令「引揚者の取扱いのため内地受入れ事務所設置に関する件」(昭和20年10月15日)により指定された<sup>36</sup>。これに基づき、政府は昭和20年11月24日に「地方引揚援護局官制」を公布し、引揚者の上陸地に地方引揚援護局を設置した<sup>37</sup>。引揚船が上陸した指定港は、鹿児島、佐世保、博多、仙崎、大竹、宇品、舞鶴、田辺、名古屋、浦賀、函館、横浜の12港である<sup>38</sup>。しかし、館所蔵の「引揚者名簿」は鹿児島、佐世保、博多、舞鶴、田辺、名古屋、浦賀、函館の8港分のみである<sup>39</sup>。

「引揚者名簿」については、館の他、八潮市立資料館をはじめ、10機関に各種「引揚者名簿」の 所蔵がある<sup>40</sup>。

# 1. 2 アーカイブズの検索手段

次に、アーカイブズの検索手段にはどのようなものがあるか、アーカイブズ学の基礎的なテキス トブックである、オーストラリア・アーキビスト協会が出版した"Keeping Archives (3rd edition)" (以下「KA」という。)を参照したい。「KA」はアーカイブズ業務の全ての重要な分野をカバーする 包括的なマニュアル、またテキストブックである。対象は初級アーキビスト及びアーカイブズの理 論と実践を学ぶ学生であるが、第3版では経験を積んだアーキビストの再教育も意識している。ま た、第2版で電子環境の変化を受けて新たに章を追加し、第3版では、電子環境の発展によるアー カイブズ理論の進展を受けた記述がなされている $^{41}$ 。その構成は4 部 18 章からなり、第 11 章  $^{1}$  access & reference services | では、アーカイブズへのアクセスとレファレンスサービスが、利用者によ るアーカイブズ利用の成功を確実なものにする重要な構成要素とされ、公的に記録の検索及び利用 ができるパブリックアクセス、利用制限、準備が必要なサービス等について述べられている。この 中で、アーカイブズは、求めている適切な記録に調査者を導くことができるよう、アーカイブズが 所蔵する資料のガイドもしくは finding aids(検索手段)を準備するよう努めなければならないと している。特に、よく利用されるトピックや資料のガイド、もしくは概要をまとめたものが役に立 ちうる、と述べている↩。そして、続く第 12 章「finding aids」で、検索手段について、その目的、 範囲、主な要素から考えられる7つの類型を紹介している。以下、この7つの類型について、その 特徴をまとめた43。

表 2 「KA」による検索手段の分類

類型44	範囲	内容
1. 一般ガイド	様々なアーカイブズ機関	どのような資料を所蔵して
General guides	について	いるか

2. 検索手段のガイド	一つの機関について	検索手段のリストとその使
Guide to finding aids		い方
3. 概要ガイド	一つの機関の所蔵資料全	来歴、成り立ち等、所蔵資料
Summary guides	体について	に関する概要の説明
4. 目録	一つの機関の所蔵資料の	作成機関またはシリーズも
Inventories	部分について(一つの機関	しくはアイテム単位等での
	の単一の作成機関の場合	資料の記述
	もある)	
5. 資料作成者による資料の管	資料を作成した機関につ	資料の登録簿、索引等、元は
理記録	いて	資料作成者のために作られ
Control records, produced		たもの
by creating agencies		
6. 索引及び特別なリスト	その他のカテゴリー又は	資料のテーマ、題目、機能等
Indexes and special lists	選定された資料に対する	の視点から、目録とは別に
	補助的な検索手段	作成されたもの
7. 補助的な検索手段	よく利用されるテーマの	テーマについてのガイド、
Supplementary	資料について	資料の背景情報
finding aids		

## 1. 3 国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査支援の課題の整理

次に、館において当該調査者に対し、どのような検索支援を行っているか、1.2 で確認したアーカイブズの検索手段の類型を軸に確認する。また、レファレンスに対し、利用制限情報が含まれているため、情報を提供することができない事例について述べる。そして、その結果から、館におけるファミリーヒストリー調査支援の課題を整理し、その解決に必要な検索支援を検討する。

#### 1. 3. 1 国立公文書館の検索支援

一般ガイドについては、館ウェブサイトに、歴史公文書等を含むアーカイブズを所蔵している機関を紹介するコンテンツ「ジャパン・アーカイブズ・ディスカバリー」<sup>45</sup>(以下「JAD」という。)を設けており、国内の 182 の機関<sup>46</sup>について、所蔵資料の概要を含む機関の説明がされている。また、他機関の所蔵資料については、DA の横断検索機能<sup>47</sup>により、館所蔵資料と 27 個の外部機関<sup>48</sup>のデータベースを横断検索することができる<sup>49</sup>。

検索手段のガイドについては、館ウェブサイトの「公文書館所蔵資料」のページ<sup>50</sup>で、館及びアジア歴史資料センター<sup>51</sup>の資料検索ツール及びコンテンツを案内している。コンテンツには、テーマ別歴史資料検索ナビゲーションの「アジ歴グロッサリー」<sup>52</sup>、よく検索される事項に関係する資料を紹介する「アジ歴トピックス」<sup>53</sup>がある。これらの検索手段の使い方については、それぞれの検索ツール及びコンテンツ内に案内のページが設けられている。

概要ガイドについては、「KA」において、所蔵資料全体の「地図」と述べられ、資料の移管方針、 所蔵資料全体の範囲、来歴等の他、資料の利用方法も含むとしている<sup>54</sup>。これらの情報は、館ウェブ サイト及び DA の複数のページで部分的に提供されているが、一覧的なものは設けられていない。なお、中野佳氏は「「KA」が説明する概要ガイドとは機関が所蔵する資料の全体像の概要を紹介するためのものではあるが、個別の資料群についても概要ガイドを作成することは想定できる」と述べ、「軍法会議関係文書」資料群の概要ガイドを作成している<sup>55</sup>。資料群の概要ガイドについては、館が刊行する『北の丸』に所蔵資料の調査・研究成果が掲載されており、掲載論文が個別の資料群の概要ガイドの役割を果たしていると言える<sup>56</sup>。

目録については、館では、新規に受け入れた特定歴史公文書等を1年以内に排架し、DAで目録を公開している<sup>57</sup>。目録は、「資料群」「簿冊」「件名」の階層で構成されており、資料群詳細として作成機関の組織歴等、簿冊・件名情報として簿冊標題・件名、請求番号、作成・取得部局等が記載されている<sup>58</sup>。また、内閣文庫資料の目録については、DAでの公開の他に、資料の分野ごとにまとめて記述した、冊子体の「分類目録」を刊行している<sup>59</sup>。

資料作成者による資料の管理記録については、検索手段として提供していない。しかし、農林省作成の「法令等原議受領整理簿 昭和48年」<sup>60</sup>のように、特定歴史公文書等として所蔵されている場合がある。

索引及び特別なリストについては、内閣文庫の「諸向地面取調書」<sup>61</sup>に関して、特定の人物を調べる際の便をはかり、人名索引が作られている<sup>62</sup>。「諸向地面取調書」自体は、大名の格や幕臣の役職 (所属)の順で人名を並べているが、この人名索引は、五十音順となっており、調べている人物が、23 冊からなる「諸向地面取調書」の何冊目に記載されているかがわかるようになっている。他には、DAの「太政類典の構成」<sup>63</sup>等が該当すると考える。

補助的な検索手段については、館ウェブサイト「よくあるご質問」ページ<sup>64</sup>の「所蔵資料について」欄の Q3「人物の経歴をしらべたいと思いますが、国立公文書館にはどのような資料がありますか?」等<sup>65</sup>への回答が、テーマ別の検索手段に該当すると考えられる。また、前述の「アジ歴グロッサリー」が、テーマごとに「地図から検索」「定期航路を見る」等のコンテンツを設け、目的の資料にたどりつくための適切な検索キーワードへと調査者を導いている<sup>66</sup>。そして、前述の「アジ歴トピックス」は、検索回数の多い言葉から、テーマごとに、関心の高いと思われる事項に関する資料を選んで紹介し、容易に資料を閲覧できるようになっている。

#### 1. 3. 2 利用制限

アーカイブズ機関の所蔵資料の特性について、坂口貴弘氏は「図書館の場合、図書や雑誌・新聞といった所蔵資料の大部分は、不特定多数の読者を想定して公刊されたものであり、その閲覧を制限しなければならないような事態はほとんどない」が、「所蔵資料が当初から公表を前提として(少なくとも公表を主目的として)生み出されたものでないことは、文書館が図書館と本質的に異なる特徴の1つである。」と述べている。そして、「大量の個人情報等を含む近現代資料の公開には十分な配慮を要するのがむしろ通例である。」と述べている<sup>67</sup>。館では、所蔵資料を利用に供する前に、資料に記載されている情報が、利用制限情報にあたるかどうかを判断する審査業務を行っている<sup>68</sup>。そして、その審査の結果を、DAの目録情報の「利用制限の区分等」欄に「公開」、「部分公開」<sup>69</sup>、「非公開」の別にして表示している<sup>70</sup>。審査は、資料の受入れ後、主に排架前に行う場合と利用請求を受けた段階で行う場合<sup>71</sup>があり、審査を行っていない資料は、「利用制限の区分等」欄に「要審査」と表示される。本稿で扱う厚生労働省移管の引揚者関係資料は、表1で示すように、資料の大部分

がこの「要審査」の状態となっている $^{72}$ 。また、目録の記載にあたり、利用制限情報は記載しないものとしている $^{73}$ 。

そのため、利用制限区分が「要審査」、「部分公開」、「非公開」の資料については、個人名等の、利用制限情報にあたる可能性のある情報を目録に記載することができず、中野佳氏が指摘するように、「特定の文書を探している(祖父や親族の足跡を探しているなど)利用者に対し、情報提供することができないケース」「4が発生する。前述の「諸向地面取調書」の人名索引は、利用制限区分が「公開」であり、利用制限情報が記載されていないため、作成できた面がある。

#### 1. 3. 3 国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査支援の課題

ここまで、館所蔵の引揚者関係資料のうち2資料群の概要、館における検索支援、調査者へ情報 提供できないケースについて、確認してきた。次に、館におけるファミリーヒストリー調査支援の 課題について見ていきたい。

まず、1.3.1で、館の検索支援について確認したが、「ファミリーヒストリー調査」に焦点を当て た検索支援は設けていない。ファミリーヒストリー調査に関するレファレンスに対しては、個別に 資料群及び資料の特定の方法を案内している。レファレンスに関しては、坂口貴弘氏が「利用者の 調べものを文書館側がすべて代行するのではなく、最終的には利用者自身が資料を実際に閲覧して 確認することが基本」75と述べているように、館の側で資料を一枚ずつめくり、調べている人物が記 載されている箇所まで特定することは、原則、行っていない。調べている人物が官吏であった場合、 もしくは叙位・叙勲を受けた場合は、前述の館ウェブサイト「よくあるご質問」ページの Q「人物 の経歴をしらべたいと思いますが、国立公文書館にはどのような資料がありますか?」の回答を参 照しながら案内、また調査者自身が参照するように案内している。このQの回答では、調べている 人物が「役職についた日付けあるいは、勲章をもらった日付け」を、該当する資料群及び資料を特 定するために必要な情報としている。また、引揚については、前述のアジア歴史資料センターの「ア ジ歴グロッサリー」に、テーマ別検索「公文書に見る終戦-復員・引揚の記録-」<sup>76</sup>があるが、案内 している資料はアジア歴史資料センターで画像を提供している「公開」の資料であり、館所蔵の戦 没者等援護関係資料は含まれていない。この「公文書に見る終戦-復員・引揚の記録-」のページ には、「個人名から調べる」という項目があるが、内容は主に「旧軍人・軍属の方の軍歴(入隊から 除隊までの履歴)に関する資料」についての、都道府県庁及び厚生労働省への問い合わせに関する 情報である。つまり、ファミリーヒストリー調査者が、館において調査を行おうとする場合、調べ ている人物が官吏もしくは叙位叙勲者である他は、DA の目録情報のみが、資料群及び資料の検索支 援となっている。

しかし、資料群の説明は、例えば「引揚者在外事実調査票」資料群の場合、DAトップ画面の「資料群階層」から「行政文書」、「厚生労働省」、「戦没者等援護関係資料」を順にクリックしてたどり、「資料群一覧」として表示される 71 個の資料群の中から「引揚者在外事実調査票」資料群を見つけ出し、クリックして説明を表示しなければならない<sup>77</sup>。また、その先、資料群の簿冊一覧が表示されても、資料を特定するための情報は記載されていない。

すなわち、これらの課題を解決するためには、館の検索支援として、DAの目録情報だけではなく、ファミリーヒストリー調査者を対象とした、調べている人物のカテゴリーごとの資料群へ誘導する、また、資料の特定に必要な情報を案内する検索手段が必要と考える。この検索支援は、「ファミリー

ヒストリー」というテーマで、資料の背景情報等により、資料群及び資料への橋渡しの役割を果たすことから、1.2 で確認した「KA」の分類では、「7. 補助的な検索手段」にあたるものと考える。なお、この検索支援の提供方法としては、閲覧室に紙媒体での設置も考えられる。しかし、前述のようにファミリーヒストリーに関する資料の大部分が「要審査」であること、また、保存場所がつくば分館であるため本館への搬送が必要なことから、来館当日に閲覧することができない。そのため、事前に、自宅等から資料の検索及び特定ができるよう、検索支援はオンライン上に提供することが望ましいと考える。

#### 2. 国内外アーカイブズ機関におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援

第1章では、課題の解決のために、館において、ファミリーヒストリー調査者を対象とした、調べている人物のカテゴリーごとの資料群へ誘導する、また、資料の特定に必要な情報を案内する、オンライン上の検索支援の必要性を述べた。それでは、より具体的に、どのようなコンテンツもしくは資料検索ツールをファミリーヒストリー調査者への検索支援として作成すればよいか。その検討のため、第2章では、国内外のアーカイブズ機関を対象に、オンライン上で提供している、ファミリーヒストリー調査者への検索支援の事例調査を行う。

# 2. 1 調査方法

調査対象は、国内機関については、前述の JAD で紹介されている機関のうち、国立公文書館に類する施設、国の保存利用機関、類縁機関・大学アーカイブズ等、全国公文書館等 128 の機関とした <sup>78</sup>。海外機関については、館と同じく国レベルの機関である、アメリカ国立公文書館・記録管理庁 (National Archives and Records Administration、以下「NARA」という。) 及びイギリス国立公文書館 (The National Archives、以下「TNA」という。) の 2 機関とした。

調査方法は、各機関のウェブサイトを閲覧し、ファミリーヒストリー調査者への検索支援が提供されているかを確認した<sup>79</sup>。検索支援の提供が確認できた場合、(1)ウェブサイトのトップページから検索支援までの動線、(2)検索支援で提供する項目や情報、(3)検索支援で提示した資料群内の検索方法等について確認した。海外機関はファミリーヒストリー調査者への検索支援が多いため、引揚者関係資料に近いと考えられる、移民や乗船者に関する資料の検索支援に焦点を当てた。

#### 2. 2 調査結果

## 2. 2. 1 国内の機関

国内において、ウェブサイト上で、ファミリーヒストリー調査者への検索支援、ファミリーヒストリー調査に利用できる検索支援を確認できた機関は以下の通りである。

表 3 国内機関におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援

機関	項目80	コンテンツ	「KA」の類
			型81
外務省外交史料館	海外渡航記録の調べ方82	『外交史料館報』第 33 号	7
		(PDF)	

Г	T		1
	Question:日本人による海外 移民が最初に渡航した場所、 人数、出発地、従事した仕事	外交史料 Q&A 幕末期 <sup>83</sup>	7
	について教えてください。		
北海道立文書館	Q「わが家のルーツ」を調べるには?	よくあるご質問84	7
宮城県公文書館	ワークス 先祖を調べる	「宮城県公文書館だより」 第 26 号 <sup>85</sup> (PDF)	7
秋田県公文書館	公文書館の資料で江戸時代 の先祖を調べる	「古文書倶楽部」第 29 号 <sup>86</sup> (PDF)	7
福井県文書館	福井藩士について調べる	デジタル歴史情報 <sup>87</sup>	7
岡山県立記録資料	Q6 先祖が岡山藩士でした。	よくある質問88	7
館	何か分かる資料はありませ		
	んか。		
広島県立文書館	Q: 曾祖父の兄弟が移民でハ	よくある質問 <sup>89</sup>	7
	ワイに渡ったと聞いていま		
	す。その事実を確認する方法		
	はありますか。		
	広島県の移住史関係資料に	インフォメーションシート	7
	ついて90	(PDF)	
	家系・親族調査	レファレンス集 <sup>91</sup> (PDF)	7
	移民関係		
沖縄県公文書館	復帰前の軍で働いていた記	レファレンス Q&A <sup>92</sup>	7
	録を調べたい		
尼崎市立歴史博物	尼崎藩家臣団データベース"	データベース <sup>93</sup>	6
館	分限"	(利用申込制)	

国内機関におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援は、江戸時代に藩士であった人物を調べている調査者のためのものが多いことがわかる。また、外務省外交史料館(以下「外交史料館」という。)と広島県立文書館では、移民、移住に関する検索支援を提供している。「KA」の類型では、尼崎市立歴史博物館のデータベースが「6. 索引及び特別なリスト」、その他は「7. 補助的な検索手段」に該当すると考えられる。

# (1) ウェブサイトのトップページから検索支援までの動線

表3を見ると、国内機関におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援は大まかに、①「よくあるご質問」または「Q&A」内の質問と回答の形式、②刊行物にファミリーヒストリー調査に

関する論文・記事を掲載、③その他、に分けられる。

①については、表3で示した9機関のうち、外交史料館、北海道立文書館、岡山県立記録資料館、広島県立文書館、沖縄県公文書館の5機関が、この形式をとっている。いずれも、トップページの「よくある質問」または「Q&A」のリンクから閲覧することができる。このうち外交史料館は、トップページ中ほどの「史料を利用する」欄に「外交史料 Q&A」のリンクを設置している。遷移先の「外交史料館に聞いてみよう!外交史料 Q&A」のページでは、Q&Aが6つの時期に分けられており、調査者は質問の該当時期のリンクをクリックし、Q&Aの一覧を閲覧するようになっている。

②については、外交史料館、宮城県公文書館、秋田県公文書館の3館が該当する。このうち外交史料館はトップページ中ほどの「刊行物を読む」欄に「外交史料館報」のリンクを設置している。遷移先の「外交史料館報」のページでは、創刊号から最新号までのリンク一覧が表示される。そして、外交史料館報の号数をクリックすると目次が表示され、記事の一部はオンライン上で閲覧ができるようになっている。

③については、広島県立文書館が「Q&A」欄に「インフォメーションシート」及び「レファレンス集」のリンクを設置し、移民及び移住に関する検索支援を提供している。「Q&A」欄の「インフォメーションシート」をクリックすると、テーマ別の案内シートの一覧が表示され、その中に「04移住史関係資料」のシートが用意されている。「レファレンス集」はクリックして表示されるページ内のレファレンス集全文へのリンクから、内容を閲覧することができる。

#### (2) 検索支援で提供する項目や情報

表3で確認した検索支援には、どのような人物に関する、どのような資料があるか、という、調べている人物のカテゴリー別に資料群の概要の説明がされているものが多い。秋田県公文書館の「公文書館の資料で江戸時代の先祖を調べる」では、最初に調査対象者を「I 江戸時代の先祖が武士の場合」と「II 江戸時代の先祖が農民や町人の場合」に分けて調査方法及び資料群を紹介している。「I 江戸時代の先祖が武士の場合」では、調査を8つに分け、まず、「士族卒明細短冊」資料、「卒家譜」資料に、調査対象者が記載されているか調べるよう案内している。次に、それらの資料への記載の有無により、例えば、「秋田藩士(直臣)」に記載があれば「分限帳」資料を調べる、「秋田藩士(陪臣)」に記載があれば「陪臣家筋取調書」資料を調べるなど、段階的に調べる資料及び調査方法を案内している。

次に、移民や乗船者に関する資料の検索支援である、外交史料館の「海外渡航記録の調べ方」では、調査対象者のカテゴリーを「戦前期に労働に従事する目的で海外に渡航した者やその所在地に同行した家族(移民保護法第一条)、いわゆる移民に加え、その他、広く海外の諸地域に渡航した民間人」<sup>94</sup>としている。また、所蔵する海外渡航関連の資料群について以下の8つに分類している。

表 4 外交史料館所蔵の海外渡航関連資料群

①旅券発給関係	②渡航者名簿	③帰国者名簿
④死亡者名簿	⑤身分関係届(結婚、出生、死亡	、他)
⑥在留邦人名簿	⑦呼寄せ・帰国・営業等証明	⑧実業者名簿

その上で、調査対象者の調べ方を、判明している情報から3つに分けて案内している。1つ目は「渡航年月日、及び旅券発行地から探す」方法であり、「調査対象の人物の渡航年月日ならびに国内の本籍または住所等が明確である場合、利用者が最初に調査を行うべき史料群が」①であるとしている。そして、①の資料群に含まれる個別の資料の紹介、旅券の発給の時期により資料の分類方法が異なることを説明している。また、①の資料群に名前がない場合は、「家族や親族等は、呼び寄せで渡航していることも考えられるため」⑥及び⑦の資料群を調べることを勧めている。2つ目は「移民取扱人(移民会社)から探す」方法であり、②の資料群について、移民会社の沿革による5つの時期区分に依拠し、説明している。3つ目は「乗船名等から探す」方法であり、「大正期から昭和初期の間に海外に渡航しているが、具体的な年月日が不明な場合は、乗船した船名から調べる方法もある」として、外交史料館所蔵ではない資料も含めて複数の資料を紹介している。

# (3) 検索支援で提示した資料群内の検索方法等

沖縄県公文書館のレファレンス Q&A「復帰前の軍で働いていた記録を調べたい」ページでは、「軍雇用員カード」の検索方法について、「まず軍雇用員カードの有無を確認」するので、調査対象者の情報を提供するよう案内している。提供が必要な調査対象者の情報は「①働いていた当時の氏名、②働いていた当時の本籍地、③働いていた当時の住所、④生年月日」である。また、資料の利用について、「軍雇用員カードによっては『解雇理由』などプライバシー情報が記載されている場合は、利用制限期間内はご本人または親族(三親等まで)しか閲覧でき」ないと説明している。

外交史料館の「海外渡航記録の調べ方」では、「①旅券発給関係」資料群について、この資料群はマイクロフィルムに収録されていることを説明している。そして、「これらマイクロフィルムは閲覧室に備え付けの「旅券マイクロ検索簿」を頼りに、コマ番号による検索によって、比較的簡単に該当期間の発給記録にアクセスすることが可能」と検索方法を案内している。しかし、この資料群は、時期により、渡航先別、開港場管庁別、氏名イロハ順等、資料の分類が異なっていることに注意する必要があることも説明している。

#### 2. 2. 2 アメリカ国立公文書館・記録管理庁

次に、海外機関について、館と同じく国レベルの機関である NARA のウェブサイトで、ファミリー ヒストリー調査者への検索支援を見ていきたい。

## (1) ウェブサイトのトップページから検索支援までの動線

NARA のトップページ $^{95}$ (図 1)では、ヘッダーの下に 5 つの目的別コンテンツのリンクが設置されている。そのうち、一番左側の「RESEARCH OUR RECORDS」が NARA 所蔵資料の探し方の案内ページへの入り口である。また、ページ下部のサイトマップの「Information For…」欄には「Genealogists」(系図学者)のリンクが設置されている。

トップページの「RESEARCH OUR RECORDS」をクリックすると、「Research Our Records」ページ (図 2) へ遷移する。このページは目録での調査の案内やオンライン上での調査ツールの紹介等、「KA」の類型では「2. 検索手段のガイド」に該当するページである。その中ほどに「Research Your Ancestry」(先祖調査)のアイコンが設置されている。他にも「Research in the National Archives Catalog」欄に「Catalog Guide for Genealogists」のリンクを設置している。

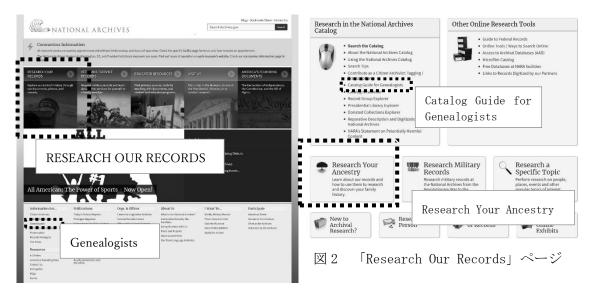


図1 NARA トップページ

次に、「Research Our Records」ページの「Research Your Ancestry」をクリックすると、「Resources for Genealogists」ページ(図 3)に遷移する。このページはトップページの「Genealogists」からも遷移できる。このページの「Popular Topics」欄にトピックスの一つとして「Immigration Records」(移民・入国者の記録)のリンクが設置してある。この「Immigration Records」をクリックすると、「Immigrant Records at the National Archives」(国立公文書館の移民記録)ページ(図 4)に遷移する。

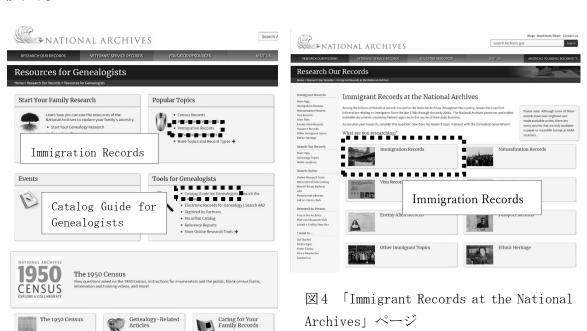


図3 「Resources for Genealogists」ページ

Scan Records in the Hub

一 六 〔12〕

#### (2) 検索支援で提供する項目や情報

(図3)のページを設けている。このページでは、大きく4つのコンテンツ欄と7つのコンテンツ%で検索支援を提供している。そのうち、「Start Your Family Research」欄では、NARAの所蔵資料の紹介に限らず、一般的なファミリーヒストリー調査の方法も含めて情報を提供している。「Popular Topics」欄では「Census Records」(国勢調査記録)、「Military Service Records」(兵役記録)、「Immigration Records」(移民記録)、「Naturalization Records」(帰化記録)の4つのリンクを設け、「More Topics and Record Types」をクリックすると、その他35の系図研究に関するトピックについて、閲覧できるようになっている。また、「Tools for Genealogists」欄の「Catalog Guide for Genealogists」のリンクから「National Archives Catalog Guide for Genealogists and Family Historians」のページが閲覧できる。このページでは、NARAの目録に含まれている情報及び資料の検索の方法等を説明している。検索の方法については、基本的に目録の情報に個人名は含まれていないこと、ファミリーヒストリーに関する資料を特定する最も良い方法の一つはトピックで検索することであると説明し、「移民」を含め7つのトピックと検索のためのキーワードを提示している。

NARAでは、ファミリーヒストリー調査者のための検索支援として、「Resources for Genealogists」

「Immigrant Records at the National Archives」(図 4) のページでは、調査者に対して、研究トピックがどのようにアメリカ連邦政府と関わっているか考えるよう促している。そして「What are you researching?」と問いかけ、8 つのトピックスをアイコンで表示し、それぞれのページに進むよう誘導している。このうち、「Immigration Records」をクリックして表示される「Immigration Records」のページでは、「Introduction」の項で移民制度及び記録作成の背景情報について説明し、

「Passenger Arrival Records 1800-1982 (with gaps)」(乗客到着記録)、「Canadian Border Crossing Records 1895-1954」(カナダ国境通過記録)、「Mexican Border Crossing Records」(メキシコ国境通過記録)の3つの資料群を案内している。これらは、「先祖調査」というテーマに基づき、「先祖調査」全般の情報、調査者が調べるべき資料群、資料の背景情報等を紹介しており、「KA」の類型では「7.補助的な検索手段」に該当するものと考える。

#### (3) 検索支援で提示した資料群内の検索方法等

「Immigration Records」のページでは、「Browse by Port of Entry」(入港地で閲覧)をクリックすると、50個の場所が一覧で表示される。そして、調査対象者が到着した場所をクリックすると、より詳細な到着の場所と到着の時期ごとに資料群のリストが表示される。この検索支援は、「KA」の類型では「6. 索引及び特別なリスト」に該当するものと考える。また、「Locating Immigration Records」(移民記録の検索)の項目で「Passenger Arrival Records」資料群について「記録は到着した港または空港ごとに整理されている」と説明している。そして、指定のフォーム $^{97}$ を用いるかもしくはオンラインでの注文により、資料の複写物を入手するよう案内している。指定のフォームでは、以下の調査対象者の情報を提供するよう求めている。

表 5 「Passenger Arrival Records」資料群の検索に必要な調査対象者の情報

到着日	到着した州	到着した港
船名	調査対象者の出身国	調査対象者の氏名、性別、年齢
調査対象者の家族	の氏名、性別、年齢	

さらに、この資料群は個人を特定する情報により 75 年間制限されていること、制限期間中は情報 公開法の仕組みにより利用を要求する必要があることも説明している。

#### 2. 2. 3 イギリス国立公文書館

次に、海外機関について、館と同じく国レベルの機関である TNA のウェブサイトで、ファミリー ヒストリー調査者への検索支援を見ていきたい。

# (1) ウェブサイトのトップページから検索支援までの動線

TNA のトップページ $^{98}$  (図 5) では、ヘッダーの下に 3 つの目的別コンテンツのリンクが設置されている。そのうち、左側の「Help with your research」から「Help with your research」ページ (図 6) に遷移する。また、右側の「Find online collections」から「Research guides Online collections」のページに遷移する。そして、TNA のトップページは、画面上部の赤い「Menu」アイコンをクリックすると、サイトマップが表示される。このサイトマップの「Help with your research」からも、図 6 の「Help with your research」が表示される。



図 6 Help with your research

「Help with your research」ページ内の「Find a research guide」では、12のリサーチガイドのアイコンを表示し、それぞれの検索支援のページに遷移することができる。このうち、上段左端が「Family history」のアイコンである。また、右上の「Search all research guides」の検索ボタンをクリックすると、357個の研究ガイドの一覧が表示される。

「Family history」のアイコンからは、「Research guides Family history」のページに遷移する。 このページではファミリーヒストリー調査に関する 157 個のガイドの一覧がアルファベット順に表 示される。そのうち、移民に関するガイドは「Aliens' registration cards 1918–1957」(外国人登録カード 1918–1957)、「Immigration and immigrants」(イギリスへの移住と移民)等、9のガイドが用意されている。また、ガイドのタイトルから、各ガイドの内容ページに遷移する。また、前述の「Research guides Online collections」のページは、357 個の研究ガイドのうち、オンライン上で利用できる資料についての 61 個の研究ガイドの一覧を表示している。なお、このページで表示されるファミリーヒストリー調査関係のガイドは、「Research guides Family history」ページで表示されるガイドと同一である。これらのガイドも、「KA」の類型では「7. 補助的な検索手段」に該当するものと考える。

#### (2) 検索支援で提供する項目や情報

前述の研究ガイドには、研究テーマによるガイドと、資料群そのもののガイドがある。 「Immigration and immigrants」の研究テーマガイドは、「13世紀以降のイギリスへの移民の記録 を検索する方法についてのアドバイスを提供する」ものである。このガイドでは資料群を、「Records of arrival」(到着の記録)、「Records after arrival」(到着後の記録)等4つの項目に分け、移民 制度及び記録作成の背景情報、また、資料に含まれている情報等の説明をしている。そのうち、オ ンラインで利用できる資料群の説明は、灰色のボックスに記載されている。TNA では、一部の資料 の画像と検索システムを外部の業者が提供しており、「Records of arrival」の「Passenger lists」 (乗客リスト)資料群について、Ancestry Ireland Unlimited Companyの運営するウェブサイト 「Ancestry」の検索システムで検索するよう案内している。また、「Immigration and immigrants」 の研究テーマガイドとは別に「Passenger lists」の資料群ガイドも「Research guides Family history」及び「Research guides Online collections」に表示されている。「Passenger lists」 の資料群ガイドでは、2つの資料群を案内し、「1878年から1960年の間にイギリスに到着した乗客」 のリストは前述の「Ancestry」で、「1890 年から 1960 年の間にイギリスを離れた乗客」のリストは findmypast が運営するウェブサイト又は前述の「Ancestry」で検索及び画像のダウンロードを行う よう案内している。なお、これらの記録の内容の詳細についても、「Ancestry」及び「findmypast」 のウェブサイトを参照するよう案内している。

#### (3) 検索支援で提示した資料群内の検索方法等

「Passenger lists」の資料群ガイドで案内されている「Ancestry」のウェブサイトにアクセスすると、「UK and Ireland, Incoming Passenger Lists, 1878-1960」のページ<sup>99</sup>が表示される。このページでは、検索ボックスの他、資料群の概要情報も提供されている。なお、検索条件は、以下の通りである。

表 6 「UK and Ireland, Incoming Passenger Lists, 1878-1960」の検索条件

調査対象者の氏名	調査対象者の生年月日	船の到着年月日
船の到着場所	船の会社名	船名
公式番号	出発港	

#### 2.3 分析

本節では、2.1 及び 2.2 の調査結果を分析し、館に必要なファミリーヒストリー調査者への検索 支援の要素を抽出する。

まず、国外のアーカイブズ機関は、NARAとTNA、どちらもウェブサイトの第2階層にファミリーヒストリー調査者を対象としていることがわかるコンテンツのリンクを設置しており、検索支援への入り口がわかりやすくなっている。瀬畑源氏は「家系調査」について「欧米では趣味の一環として一般市民が取り組んでいるケースが多い」と述べ、「欧米の公文書館は、家系調査の利用者を重要なユーザーとして認識しており、その対応を主要な事業の一つとしている。」とも述べている「100。検索支援までの動線について、NARAではファミリーヒストリー調査者への検索支援のガイドページである「Resources for Genealogists」で複数のトピックを示している。そして、次のページで「What are you researching?」の問いとともに、8つのトピックのアイコンを設置し、次に何を参照したらよいかわかりやすい作りになっている。この、調査者への問いかけによって次に参照する項目を示す検索支援の作りは、秋田県公文書館の「公文書館の資料で江戸時代の先祖を調べる」も紙面上ではあるが当てはまる。この秋田県公文書館の検索支援は、調査対象者のカテゴリーと資料の調査結果により、次に調査者が行う調査を案内している。なお、NARAとTNA、どちらも一部の資料群について人名での検索が可能となっているが、館においては、資料が「要審査」の状態で、そのような検索支援を行うことは難しい。

次に、国内のアーカイブズ機関では、ファミリーヒストリー調査の検索支援を「Q&A」のコンテンツもしくは刊行物で提供していることが多い。「Q&A」については、調査者の疑問に即した形式で情報を提供しているので、調査者の求めている情報を見つけやすいが、Q&A の数が多くなると、逆に情報を見つけにくくなる。刊行物については、館では『北の丸』の一部をウェブサイトで閲覧できるようになっている。刊行物は、資料群及び資料の特定についての情報を詳しく提供できる一方、刊行物の目次を確認していかなければファミリーヒストリー調査に関する記事にたどりつくことができない。

次に国内外のアーカイブズ機関の検索支援で提供されている項目や情報は、概ね以下の通りである。

表 7 国内外アーカイブズ機関の検索支援で提供されている項目

調査する資料群	資料群に記載されている人物のカテゴリー
資料群作成の経緯及び制度	資料群に記載されている項目
資料の特定の方法	

このうち、資料の特定の方法については、調査対象者が関わった事項の年代情報が鍵となる場合が多く見られた。乗船者関係の資料群では、港への到着年月日が検索の手掛かりとなっている。乗船者関係の資料群では、その他、船の到着場所及び船名がNARAとTNAに共通する検索条件である。検索支援で提示した資料群内の検索方法については、資料群ごと、また時期ごとに資料の並び順、文書の綴り順があり、それぞれに応じた検索の方法、また検索のための調査対象者の情報が必要である。

# 3. 国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援の試案

第3章では、第2章の結果と、第1章で確認した館におけるファミリーヒストリー調査者への支援の課題を踏まえ、国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者がレファレンスに頼ることなく目的の資料群及び資料を特定できる検索支援を試案する。

#### 3. 1 検索支援の試案

まず、1.3.3 で述べた通り、検索支援はオンライン上で提供するものとし、館ウェブサイト内のコンテンツとして作成する。本稿では、ケース・スタディとして、第1章の冒頭で述べた通り、厚生労働省移管引揚者関係資料、その中でも一般邦人であった親族を探している調査者への支援を想定し、調査者を「引揚者在外事実調査票」、「引揚者名簿」資料群へ誘導し、調べている人物が記載されている可能性がある資料を特定できる検索支援を作成する。作成する検索支援は、第2章の分析結果から、わかりやすく調査対象者のカテゴリー、調べる資料及び方法別に調査者を誘導する秋田県公文書館の形式と、NARAのページの遷移による調査者の誘導の形式とを合わせたものにする。また、以下の図8~11 中、下線を引いた箇所は、別ページへのリンクにする箇所である。なお、作成画面はPCでの表示を想定する。以下、館ウェブサイトのトップページから、作成する検索支援までの動線を示す。

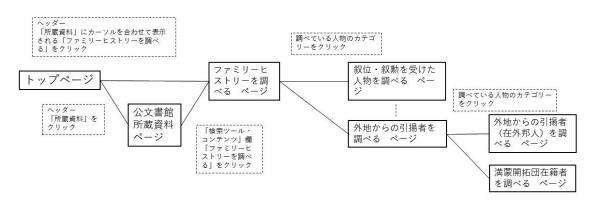


図7 館ウェブサイトのトップページから作成する検索支援までの遷移図

検索支援への入り口には、NARA 及び TNA のアイコン表示のように、ファミリーヒストリー調査者への検索支援であることを示すアイコンを設置する。リンクの設置場所については、1.3.1 で言及した、「KA」の区分で「2. 検索手段のガイド」に該当する「公文書館所蔵資料」のページ内の「検索ツール・コンテンツ」欄に設置する。また、トップページへッダーの「所蔵資料」ボタンにカーソルを合わせてもリンクが表示されるようにする。(図 8)



図8 「公文書館所蔵資料」ページ

検索支援の入り口から先のコンテンツは、第2章での調査結果より、階層が多くなりすぎないよう、トップページから資料群の紹介及び資料の検索方法のページまで、3~4階層とする。コンテンツの第1階層では、調べている人物がどのような人物か調査者へ問いかけ、調べる資料群のページへと調査者がスムーズに遷移できるようアイコンを設置した<sup>101</sup>。また、資料によっては、来館当日に利用できないものがあることを記載し、事前に調べる資料を特定するよう調査者に促した。

ファミリー	ヒストリー	を調べる	
調べる場合、その個人が	が国とどのような関わ		れています。館の所蔵資料を対象に個人について す。当館の所蔵資料は、国立公文書館デジタルア れていません。
個人に関する資料は、	」もしくは「非公開」。	と表示されている資料は、利用の前に内容	含む可能性があります。当館デジタルアーカイブ の審査が必要です。ご来館の前に、調べる資料を
		ください。なお、日録情報の保存場所欄に	「分館」「外部書庫」と表示されている資料を関
特定し、目録情報の利用を表する場合も、ご来館の	の前にお申し込みが必		
特定し、目録情報の利 覧する場合も、ご来館の とのような人物を	の前にお申し込みが必	要になります。	
特定し、目録情報の利用を表する場合も、ご来館の	の前にお申し込みが必		恩絵を受けた人物
特定し、目録情報の利 覧する場合も、ご来館 どのような人物を <u>叙位叙</u> 敷を	の前にお申し込みが必	要になります。 <u>官吏を務めた人物</u>	
特定し、目録情報の利 覧する場合も、ご来館の とのような人物を	の前にお申し込みが必	要になります。	原絵を受けた人物 本平洋戦争後の外地からの引爆者

図 9 コンテンツ第 1 階層ページ<sup>102</sup>

次に、コンテンツの第1階層ページの「太平洋戦争後の外地からの引揚者」のアイコンをクリックして遷移する第2階層のページでは、引揚者のカテゴリーを2つに分け、第1階層のページと同様に、調べる資料群のページへと調査者が遷移できるようアイコンを設置した。なお、「満蒙開拓団在籍者」から遷移するページでは、表1の「開拓団在籍者名簿」<sup>103</sup>、「開拓団実態調査表」<sup>104</sup>資料群を案内する。これらの資料群に氏名が記載されている人物は、満蒙開拓団<sup>105</sup>の在籍者に限定される。満蒙開拓団在籍者は、「引揚者在外事実調査票」、「引揚者名簿」にも氏名が記載されている可能性がある。

はじめての方	お問い合わせ	国立公文書館へ
HOME >	太平洋戦争後の外地からの引	引揚者
外地から	うの引揚者を調べ	べる
資料が移管され かが資料群を叙		援護関係業務に使用した、旧陸海軍等が作成した人事関係等資料を含む戦没者等援護関係 部に引揚者に関する資料が含まれています。お探しの人物がどのような経緯で外地に渡った
	在外邦人	邀蒙開拓団在鎖者
	Copyrights	©2022 NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN. All Rights Reserved.

図 10 コンテンツ第 2 階層ページ

コンテンツの第2階層ページの「在外邦人」のアイコンをクリックして遷移する第3階層ページでは、「引揚者在外事実調査票」、「引揚者名簿」の2つの資料群について、資料に記載されている項目等の資料群の概要、資料の検索に必要な情報を示し、DAの目録情報での検索へ利用者を誘導した。また、「引揚者在外事実調査票」資料群の検索には、昭和20年当時の在外地名情報が必要であるが、調査者が具体的にどのような地名で検索したらよいかわからない場合を想定し、検索キーワードとして参照するための「引揚者名簿在外地名リスト」を設置した。「引揚者在外事実調査票在外地名リスト」は、「引揚者在外事実調査票」資料群の簿冊標題に含まれている在外地名を一覧にしたものである。このリストの地名をクリックすると、「引揚者在外事実調査票」資料群の、該当する資料の検索結果一覧のページへ遷移するようリンクを設置した。

また、「引揚者名簿」資料群の検索は、上陸した港名と船名で行う必要があるが、館が所蔵する引揚者名簿は、8つの上陸港のもののみのため、この8つの上陸港を一覧で示し、港名をクリックすると、「引揚者名簿」資料群の、該当する資料の検索結果一覧のページへ遷移するようリンクを設置した。

ページの最後には、調査者が調べる資料を特定した後、資料を利用するための手続き等について、 館ウェブサイトの案内ページへ誘導するためのリンクを設置した。

#### はじめての方

#### お問い合わせ

#### 国立公文書館へ

HOME > 太平洋戦争後の外地からの引揚者 > 外地からの引揚者(在外邦人)を調べる

#### 外地からの引揚者(在外邦人)を調べる

#### 1. 引揚者在外事実調査票を調べる

引揚者在外事実調査票は、昭和31年に当時の厚生省引揚援護局未帰還調査部が、「引揚者在外事実調査規則」(厚生省令台13号・昭和 載されています。

#### 引揚者在外事実調査票の検索 [国立公文書館デジタルアーカイプへ]

引揚者在外事実調査票は、昭和20年8月9日現在の世帯主の在外地名(当時の省名・都市名・地域名)ごとに整理されています。目 録情報画面の上部右端の「検索条件を表示する」ボタンをクリックして表示される検索画面のキーワード側に在外地名を入力し、資 料の絞り込み検索を行ってください。なお、下記の引揚者在外事実調査票在外地名リストで検索のためのキーワードを確認する事も

国立公文書館所蔵「引揚者在外事実調査票」に記載の在外地名リスト

檀太、子島、北鮮、黒河省、チチノリ、北安省、奥安、牡丹江省、東安省、閻島省、熱河省、錦州省、安東省、秦天 省、秦天市、大連市、竜江省、浜江省、哈尔浜、ノリレビン、関東州、吉林省、新京市、四平省、通化省、満州不明、 河北省、北京市、天津市、河南省、山西省、山東省、安徽省、湖北省、武渠、浙江省、江蘇省、上海市、広東省、内 蒙古、海南島、広西省、青島市、漢口・南京、南支、中支、号外、その他、分類不明

また、引揚者在外事実調査票の一部は、昭和20年8月9日現在の在外地名ごとに加え、昭和31年当時の在外都道府県別にも整理され ています。お探しの人物の在外地名での検索の後、昭和31年当時の在住都道府県名で絞り込むことができます。

#### 2. 引揚者名簿を調べる

引揚者名簿は、外地からの引揚げの乗船者名簿です。引揚者名簿は船ごとに、乗船者の氏名、年齢、引揚先、前住所、前職業等が記載さ れています。

#### 引揚者名簿の検索 (国立公文書館デジタルアーカイブへ)

引揚者名簿は、上陸した港及び船ごとに整理されています。目録情報画面の上部右端の「検索条件を表示する」ボタンをクリックし で表示される検索画面のキーワード欄に上陸した港及び船名を入力し、資料の絞り込み検索を行ってください。なお、当館で所蔵している引揚者名簿は、以下の上陸港の名簿のみです。

国立公文書館所蔵 引揚者名簿の上陸港 鹿児島、佐世保、博多、舞鶴、田辺、名古屋、浦賀、函館

なお、引揚者在外事実調査票には、引揚の上陸港、船名等の情報が記載されています。上陸港、船名等の情報が不明の場合、こちら の資料から情報が得られる場合があります。

#### 3.お探しの人物が満蒙開拓団に在籍していた場合

引揚者在外事実調査票及び引揚者名簿の他、開拓団在籍者名簿にも氏名が記載されている可能性があります。検索の方法は、満豐開拓団 <u>在籍者を調べる</u>をご覧ください。

#### 4. 資料の利用方法

引揚者関係資料は、オンラインで利用することができません。当館の閲覧室で閲覧、または写しの交付をご請求ください。

目録情報で資料の利用制限区分が「要審査」または「非公開」の場合は利用請求をご覧ください。利用制限区分が「公開」または「部分 公開」の資料の場合は<u>開覧</u>をご覧ください。資料の写しの交付を請求する場合は、<u>写しの交付</u>をご覧ください。

Copyright@2022 NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN. All Rights Reserved.

# DA の引揚者在外事 実調査票資料群情報 ページへ遷移



引揚者在外事実調査 票各地域の検索結果 一覧へ遷移



DA の引揚者名簿資 料群情報ページへ遷



引揚者名簿各船の検 索結果一覧へ遷移



「満蒙開拓団在籍 者を調べる」ペー ジへ遷移

館ウェブサイト 「利用請求」「閲 覧」「写しの交付」







# 3.2 検索支援の検証

本節では、3.1 で作成した検索支援が、本研究で設定した、①ファミリーヒストリー調査者が膨大な数の当館所蔵資料の中から調査対象の資料群を特定できない、②資料群を特定できても、探している人物が記載されている可能性のある資料を特定できない、という2つの課題に対して、どの程度の解決を図れているか、考察を行う。

まず、資料群の特定については、コンテンツの第1階層及び第2階層のページで、調査者に対して調査対象者のカテゴリーを問いかけることにより、調査を行うべき資料群の案内ページへ調査者を誘導することができると考える。このページでは、調査対象者のカテゴリーごとに、画像を用いたアイコンを設置することにより、わかりやすく調査者を次のページへ誘導できると考える。そして、コンテンツの第3階層のページで、調査対象者の氏名が記載されている可能性がある資料群、関連する資料群を案内することにより、調査者が調査を行う資料群を特定することができると考える。作成した検索支援は、調査対象者が複数のカテゴリーに属している場合も、第1階層及び第2階層のページに戻り、カテゴリーを選び直すことにより、別の資料群のページを閲覧することができる。また、第3階層の画面で複数の資料群を案内しており、調査者が調査対象者の情報を複数の資料群から得ることもできると考える。次に、資料の特定については、コンテンツの第3階層の画面で、資料群だとに、資料の検索に必要な情報及び方法を示すことにより、DAの目録情報から、調査を行う資料を特定することができると考える。

この検索支援の試案は、ファミリーヒストリー調査者がレファレンスに頼らず、資料群及び資料を特定できることを目指して作成し、一定程度はその目的を果たしていると考える。一方で、資料によっては、目録情報のみでは調査すべき資料を1冊に絞り込むことができず、複数冊の資料を調査者自身が調べる必要も発生する。また、調べる資料を特定した後の資料の利用の方法及び手続等について、調査者によりわかりやすく伝えるコンテンツを検討する必要があると考える。この検索支援により、必ずしも、館所蔵資料を対象としたファミリーヒストリー調査者全員が、レファレンスに頼ることなく資料の特定までできるとは限らない。しかし、資料の特定までできなくとも、資料群の特定、館の所蔵資料に親族等の情報が記載されている可能性があることを示す等、一定程度の支援は行えると考える。また、この検索支援を館の職員が用いることにより、レファレンス対応の必要が生じた際に役立てることもできると考える。

#### おわりに

本研究の目的は、館において、ファミリーヒストリー調査者が独力で目的の資料群及び資料を特定できない、という課題を解決するための、新たな検索支援をオンライン上に提供することであった。第1章では、レファレンスの多い、厚生労働省移管の2つの引揚者関係資料群の概要を確認し、「KA」の第12章「Finding Aids」の7つの類型を手掛かりに、館における当該調査者への検索支援を確認した。そして、課題の解決のために、調査対象者のカテゴリーごとに調べるべき資料群の情報、資料の特定に必要な情報を提供する、オンライン上の検索支援の必要性を示した。第2章では、作成する検索支援の具体的な検討のため、国内外のアーカイブズ機関を対象に調査を行った。そして、より良い検索支援の作成のため、視覚的にわかりやすいアイコンの設置、調査者への問いかけによる次のページへの誘導、資料の整理方法等に応じた検索に必要な情報の提供等の要素を抽出した。第3章では、第1章及び第2章の考察及び分析を踏まえ、一定程度、本研究の目的を果たす検

索支援の試案を作成した。

「新たな国立公文書館の施設等に関する調査検討報告書」<sup>106</sup>(以下「報告書」という。)では、「新たな施設における活動展開の方針」として、「多様な検索ツールの提供」等による「幅広い利用者のニーズに対応できる充実したサービスの提供」を示している<sup>107</sup>。報告書では、「幅広い利用者」について「国立公文書館を初めて利用する利用者から調査研究等の目的で頻繁に訪れる利用者まで」と述べており、ファミリーヒストリー調査者の多くは、この「国立公文書館を初めて利用する利用者」に含まれるであろう。また、ファミリーヒストリーに関心があるが、調査等の行動に移っていない、潜在的な「利用者」も多く存在すると考えられ、本稿で作成した検索支援は「幅広い利用者のニーズに対応できる充実したサービスの提供」の一助となると考える。

今後の課題として、3.2 で述べた通り、資料群によっては、目録情報のみでは調査すべき資料を1冊に絞り込むことができない、という点に対し、目録情報の充実もしくは「KA」の類型で言う「索引及び特別なリスト」の作成等が考えられる。また、今回は、引揚者関係資料群のうち、2 つの資料群についての検索支援を作成したが、他の資料群及び調査対象者カテゴリーの検索支援の作成も必要である。さらに、毎年、館には新規に資料が移管され、ファミリーヒストリーに関係する資料及び資料群が増えていくことが想定される。そうした場合のコンテンツの更新等、検索支援のメンテナンスをどのように行っていくかということも課題として挙げられる。こうした課題に対して、解決を図れるよう、今後とも努めていきたい。

<sup>1</sup> 館所蔵の資料は、叙位・叙勲資料や恩給裁定原書など、個人の履歴がわかるものもあるが、多くは特定の事項に関わる断片的な情報が記載されているものである。

[22]

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 近年、軍歴証明の取り方や家族史のまとめ方に関する書籍が複数出版されるなど、ファミリーヒストリー調査に対する関心が社会的に高まっていると感じている。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 岡崎彩香「レファレンスサービスの向上に関する一考察—Archival Reference Knowledge モデルの 紹介—」(『文書館紀要』第 32 号、2019 年)

<sup>4</sup> 武田雅史「公文書館における利用者サービスのあり方について―レファレンス・サービス・モデルを通して―」(『札幌市文化資料室研究紀要:公文書館への道』第2号、2010年)

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 森本祥子「日本のアーカイブズで家系調査は可能か―課題整理と可能性の模索―」(『海港都市研究』 第5号、2010年)

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 荻野夏木「国立公文書館における利用サービスの充実に向けて」(『アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』平成30年度、国立公文書館、2019年)

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 中野佳「国立公文書館における要審査文書等の情報提供のあり方に関する一考察」(『アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』令和元年度、国立公文書館、2020年)

<sup>8</sup> 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』(厚生省、1977年)、25 頁

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 総務省統計局ウェブサイト「男女別人口(各年 10 月 1 日現在)-総人口(大正 9 年~平成 12 年)、日本人人口(昭和 25 年~平成 12 年)」、https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000000090261&fileKind=0

(参照、2022年11月21日)

- 10 引揚援護庁長官官房総務課記録係編『引揚援護の記録』(引揚援護庁、1950年)(クレス出版、2000年復刻)
- 11 厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』(厚生省、1955 年)(クレス出版、2000 年 復刻)
- 12 厚生省援護局庶務課記録係編『続々・引揚援護の記録』(厚生省、1963年)(クレス出版、2000年復刻)
- 13 前掲注8
- 14 鹿児島、佐世保、唐津、博多、下関、仙崎、宇品、舞鶴、田辺、名古屋、浦賀、函館の各援護局史、 大竹、戸畑出張所史が編纂された。
  - (加藤聖文監修・編『海外引揚関係史料集成 国内篇』第1巻~第11巻、『海外引揚関係史料集成 補遺篇 補遺』第1巻、第2巻(ゆまに書房、2002年)所収)
- 15 加藤聖文『海外引揚の研究―忘却された「大日本帝国」』(岩波書店、2020年)
- 16 若槻泰雄『新版 戦後引揚げの記録』(時事通信社、1995年)
- 17 田中宏巳『復員・引揚げの研究―奇跡の生還と再生への道』(新人物往来社、2010年)
- 18 春田哲吉『日本の海外植民地統治の終焉』(原書房、1999年)
- 19 加藤氏は、「海外引揚研究とは、大きく分けて海外引揚そのものを対象とした引揚問題研究とその当事者であった人びと―いわゆる引揚者を対象とした引揚者問題研究に分類される」と述べている。 (前掲注 15、7頁)
- 20 前掲注 15、7~21 頁
- <sup>21</sup> 厚生労働省ウェブサイト「戦没者等援護関係資料の国立公文書館への移管について」、https://www.m hlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryou\_ikan/index.html (参照、2 022年11月21日)
- 22 前掲注 21
- <sup>23</sup> この他に、「旧陸軍関係」、「旧海軍関係」、「旧ソ連邦抑留者関係」、「他国から提供された資料」に区分された資料群がある。
- <sup>24</sup> 表 1 の「全体数」及び「公開・部分公開の冊数・件数」は 2022 年 11 月 21 日現在の館デジタルアーカイブの目録情報より。件数は、簿冊単位ではなく、件名単位で利用請求されたことを示す。件名は簿冊をさらに細かく分けた単位。「公開」・「部分公開」については、1.3.2 を参照のこと。なお、館が寄贈により受け入れた「一般財団法人 HKD 旧蔵文書」19 点も、引揚者在外事実調査資料である。
- 25 表 1 の「公開・部分公開の冊数・件数」は、利用決定の実績。
- <sup>26</sup> 館所蔵「引揚者在外事実調査票」を用いた研究に、根岸秀行・鈴木岩行「戦後岐阜アパレル産地とアジア引揚者―『引揚者在外事実調査票』(1956年)を用いて―」(『和光経済』第53巻第3号、2021年)、木村由美「樺太深海村からの引揚げ―『引揚者在外事実調査票』による分析―」(『北方人文研究』第11号、2018年)がある。
- 27 引揚げの船名・上陸地・上陸年月日が記載されている。

- <sup>28</sup> https://www.digital.archives.go.jp/fonds/4676121 (参照、2022年11月22日)
- 29 前掲注 26、38 頁
- <sup>30</sup> DA の他機関との横断検索機能で、キーワード「在外事実調査票」で検索を行った。(2022 年 11 月 22 日検索)
- 31 館所蔵の「引揚者在外事実調査票」と同じ性格の資料か未確認である。
- <sup>32</sup> 宮内久光「引揚者在外事実調査票にみる沖縄県本籍世帯主の居住地域(1) ーフィリピンー」(『移民研究』第5号、2009年)、113頁 なお、沖縄県公文書館のウェブサイトで、所蔵資料検索を行ったが、所蔵は確認できなかった。(2022年11月22日検索)
- 33 前掲注 10、36 頁
- 34 函館引揚援護局局史係編『函館引揚援護局史』(函館引揚援護局、1950年)、37 頁
- 35 引揚者名簿には軍人・軍属の名簿も含まれており、その場合は、経歴、所属、階級、留守担当者の氏名及び本籍地等の情報が記載されている。
- 36 前掲注 8、81 · 82、526 頁
- 37 「地方引揚援護局官制ヲ定ム」(国立公文書館、類 02904100 件名 016)
- 38 前掲注 10、63~71 頁、前掲注 14、『海外引揚関係史料集成 国内篇』第9巻 153~154 頁、215~218 頁。なお、下関、門司、戸畑、唐津、別府にも引揚援護局及び出張所が設置されたが、引揚者の上陸はなかった。
- 39 2022年11月22日DAを検索。
- 40 DAの他機関との横断検索機能で、キーワード「引揚者名簿」で検索を行った。(2022年11月22日検索) 八潮市立資料館、東京都公文書館、新潟市文書館、静岡県公文書センター、京都府立京都学・歴彩館、大阪府公文書館、岡山県立記録資料館、広島県立文書館、広島市公文書館、福岡共同公文書館に所蔵があるが、乗船者名簿か未確認である。また、外務省外交史料館に「引揚者名簿関係」資料の所蔵があるが、乗船者名簿が含まれているか未確認である。
- $^{41}$  Australian Society of Archivists Inc, "Keeping Archives (3rd edition)" (Australian Society of Archivists Inc, 2008)、 $7\sim8$  頁
- 42 前掲注 41、363 頁
- <sup>43</sup> 日本語訳は筆者による。前掲注 41、382~394 頁をもとに、前掲注 6、11~12 頁、前掲注 7、5~6 頁、大木悠佑、齋藤歩、雫石忠宏、他「Keeping Archives を読む GCAS サブ・ゼミナール 2011 活動報告」(『GCAS report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第 1 巻、2012 年)、95~96 頁を参照した。
- 44 各類型への番号の付与は、筆者による。
- <sup>45</sup> http://www.archives.go.jp/jad/index.php (参照、2023年2月1日)
- 46 2023年2月1日現在。
- <sup>47</sup> https://www.digital.archives.go.jp/globalfinder/cgi/start(参照、2022年11月22日)
- 48 2022年11月22日現在。
- 49 DAの横断検索機能は「一般ガイド」ではなく、「目録」の集合体と言える。

[24]

- <sup>50</sup> http://www.archives.go.jp/owning/(参照、2022年11月22日)館ウェブサイトのトップページの「所蔵資料」ボタンから遷移する。
- 51 アジア歴史資料センターは「インターネットを通じて、国の機関が保管するアジア歴史資料(原資料 = オリジナル資料)を、パソコン画面上で提供する電子資料センター」。(センターの概要と特徴) https://www.jacar.go.jp/about/outline.html (参照、2022年11月22日)) 国立公文書館が運営している。
- 52 https://www.jacar.go.jp/glossary/index.html (参照、2022年11月22日)
- 53 https://www.jacar.go.jp/topicsfromjacar/index00.html (参照、2022年11月22日)
- 54 前掲注 41、385 頁
- 55 前掲注7、6、22・23 頁
- <sup>56</sup> その一部は、DAの「資料群詳細」の画面で、「参考文献」として紹介され、ウェブサイト上で閲覧できるものもある。
- <sup>57</sup> 「独立行政法人国立公文書館利用等規則」(平成23年4月1日規程第4号。以下「規則」という。) 第3条第2項及び第10条第3項の規定による。
- <sup>58</sup> 目録に記載する事項は、「規則」第 10 条第 1 項で規定されている。また、「特定歴史公文書等の目録 に関する基本的な考え方」(令和 2 年 2 月 17 日館長決定)で目録作成の方針を示している。
- 59 内閣文庫『改訂内閣文庫国書分類目録』上下巻(内閣文庫、1974年、1975年)他
- 60 「法令等原議受領整理簿 昭和48年」(国立公文書館、平20農水00052100)
- <sup>61</sup> 「諸向地面取調書」(国立公文書館、151-0246) 安政3年当時の江戸における、大名幕臣等が所持する各種屋敷の所在地、坪数等が記されている。
- <sup>62</sup> 氏家幹人「『諸向地面取調書』人名索引について」(『北の丸』第 48 号、2016 年)「諸向地面取調書」 人名索引は、館ウェブサイトで公開している。http://www.archives.go.jp/publication/kita/pdf/s homuki\_sakuin.pdf (参照、2022 年 11 月 22 日)
- 63 https://www.digital.archives.go.jp/dajou/index.html (参照、2022年11月22日)「太政類典」 全体の構成を把握しやすくするため、分類項目の「類」「門」「目」と年代から、対応する簿冊を示す 構成表を提供している。
- 64 http://www.archives.go.jp/guide/faq.html (参照、2022年11月22日)
- <sup>65</sup> 「所蔵資料について」欄の Q4~Q7 も該当すると考える。
- <sup>66</sup> 画面上の用語もしくは「このキーワードで検索」ボタンをクリックすると、その用語でのアジア歴史 資料センターのキーワード検索の結果が表示される。
- <sup>67</sup> 坂口貴弘「アーカイブズの整理と公開」(『創価教育』第 10 号、2017 年)、41 頁
- 68「規則」第12条の規定に基づく。
- <sup>69</sup> 「部分公開」資料は、利用制限情報が記載されているため、当該資料の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を黒塗りする方法又は利用制限情報が記載されている範囲を被覆する方法等により、資料の一部を利用できる資料。(「規則」第13条の規定による。)
- 70 「規則」第10条第1項第8号の規定による。

- 71 「規則」第3条第2項第3号及び第3項に「事前審査」について規定がある。また、他に、排架後、利用請求がなされていない段階で、自主的・積極的な審査を行っている。(「積極的な審査」については、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)の第2章第1節の「留意事項」に記載されている。)
- <sup>72</sup> 引揚者関係資料だけでなく、戦没者等援護関係資料全体の大部分が「要審査」の状態である。(戦没者等援護関係資料 54,944 冊中、公開・部分公開の簿冊は 4,404 冊である。(2022 年 11 月 22 日 DA で確認))
- 73 「規則」第10条第2項の規定による。
- 74 前掲注7、1頁
- 75 前掲注 67、44 頁
- <sup>76</sup> https://www.jacar.go.jp/glossary/fukuin-hikiage/(参照、2022年11月22日)
- <sup>77</sup> 1.1.2 で概要を述べた「引揚者名簿」をはじめ、「資料群詳細」に説明がない資料群が多いことも課題の一つである。
- <sup>78</sup> 図書館施設については、検索支援の対象に図書も含まれるため、除外した。
- <sup>79</sup> 国内機関は、「レファレンス」「よくあるお問い合わせ」「Q&A」と表示されているコンテンツを中心に 確認し、各機関の刊行物等について「先祖」「家系」等のキーワードで検索を行い、確認した。 なお、ウェブサイトの閲覧は、PC で行った。
- 80 コンテンツ内に複数の項目がある場合は、代表的なものを挙げた。
- 81 表 2 において筆者が付与した番号で示す。
- 82 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100086823.pdf (参照、2022年11月22日)
- 83 https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/qa/bakumatsu.html(参照、2022年11月22日)
- 84 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/mnj/d/faq/how\_to\_root.html (参照、2022年11月22日)
- <sup>85</sup> https://www.pref.miyagi.jp/documents/16030/280210 1.pdf (参照、2022年11月22日)
- 86 https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive\_0000010887\_00/komon29.pdf(参照、2022年11月22日)
- <sup>87</sup> https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/category/digitalrekishi/147.html(参 照、2022年11月22日)
- <sup>88</sup> http://archives.pref.okayama.jp/qa.html(参照、2022年11月22日)
- 89 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/sub13-01.html(参照、2022年11月22日)
- 90 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki\_file/monjokan/information/04iju.pdf(参照、2022 年11月22日)
- <sup>91</sup> https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki\_file/monjokan/reference/reference2005-2013.pdf (参照、2022年11月22日)
- 92 https://www.archives.pref.okinawa.jp/qanda (参照、2022年11月22日)
- 93 http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/bugen/login.php (参照、2022年11月22日)

[26]

- 94 史料管理・閲覧室「海外渡航記録の調べ方」(『外交史料館報』第33号、2020年)、161頁
- <sup>95</sup> https://www.archives.gov/ (参照、2022年11月22日)
- <sup>96</sup> 7つのコンテンツのうち2つは「The 1950 Census」(1950 年国勢調査)の検索支援。左下側の「The 1950 Census」が特設ページへのリンクになっている。
- 97 https://www.archives.gov/files/forms/pdf/natf-81.pdf (参照、2022年11月22日)
- 98 https://www.nationalarchives.gov.uk/ (参照、2022年11月22日)
- 99 https://www.ancestry.co.uk/search/collections/1518/ (参照、2022年11月22日)
- 100 瀬畑源「公文書館と家系調査」(『時の法令』第 2008 号、2016 年)、57、59 頁
- <sup>101</sup> 「叙位叙勲を受けた人物」は「内閣人事公文」等、「官吏を務めた人物」は「第五類 任免裁可書」等、「恩給を受けた人物」は「恩給裁定原書」等、「江戸時代の幕臣」は「多聞櫓文書」(由緒書等を含む)、「太平洋戦争の軍人軍属」は「留守名簿(陸軍)」等の資料群へ誘導する。
- 102 図 9~11 のウェブページは、寺澤正直氏(館職員)の作成による。
- 103 開拓団ごとの在籍者の氏名、本籍地等が記載されている。
- <sup>104</sup> 個人名の記載は少なく、開拓団の所在地や規模、8月9日のソ連軍侵攻前後から引揚げまでの開拓団 の移動状況等が記載されている。
- 105 昭和7年の満洲国建国直後から、昭和20年の終戦までの期間、国の政策により日本内地から満洲 国・内モンゴル地域に開拓民として約27万人が移住し、開拓団が編成された。昭和20年8月9日の ソ連軍侵攻後、開拓民は逃避行へ向かい、その過程と難民生活で多数の開拓団民が亡くなった。(貴 志俊彦、松重充浩、松村史紀編『二〇世紀満洲歴史事典』(吉川弘文館、2012年)、494~497頁)
- <sup>106</sup> 「新たな国立公文書館の施設等に関する調査検討報告書」(2017年3月、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議)
- 107 前掲注 106、9 頁

(専門職)